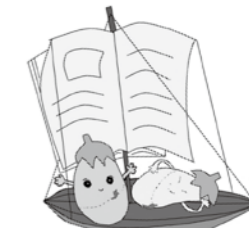


まちとしよ

～大石田町立図書館 information～

☎ 電話 35-3877
公式HP <http://niji.town.oishida.yamagata.jp/library>

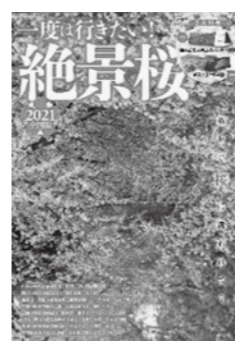
みんなでのりきろう！



- 開館時間 午前9時～午後7時(日曜日・祝日は午前9時～午後5時)
- 休館日 毎週木曜日(祝日の場合翌日) 《4月の休館日》7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)

今月の特集は「お花見」

待ちに待ったお花見シーズンはもうすぐ！各地の桜の写真集や絵本、桜の写真の撮り方の本まで、桜にまつわる本を集めてみました。



『一度は行きたい!絶景桜』
(G-MOOK 編・ジーウォーク刊)
吉野山、井の頭恩賜公園、五稜郭公園、高遠城址公園、舞鶴公園…。一度は行きたい、日本全国の桜の名所を案内する。満開の桜と鉄道、凧と咲き誇る一本桜なども紹介。

- ◆『さくら』 (野呂希一/写真・青蔦社刊)
- ◆『桜 ～春を告げる日本の象徴』 (現代用語の基礎知識編・自由国民社刊)
- ◆『桜と紅葉撮影ハンドブック』 (萩原史郎ほか著・技術評論社刊)
- ◆『花見べんとう わくわくえどうわ』 (二宮由紀子著・文研出版刊)
- ◆『さくらもちのさくらこさん』 (岡田よしとか著・ブロンズ新社刊) …などなど、盛りだくさん！

今月は、どの本を読む？

新着本から話題の本・おすすめ本を紹介します！



『農家が教える 酢とことん活用読本』
(農文協編・農山漁村文化協会刊)
私たちが普段使う「酢」を田畑に使う実践を集めた本です。酢の病害虫を防ぐ作用はよく知られていますが、作物の活性化作用、草やコケ退治効果もあることがわかってきました。酢の多様な使い方を紹介します。



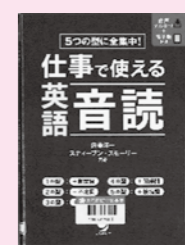
『アスベストス』
(佐伯一麦著・文藝春秋刊)
長い時間をかけて迫りくる「静かな時限爆弾」によって奪われた平穏な人生。自身も患者である著者が現場を歩いて綴った、アスベスト(石綿)がテーマの連作小説。『文學界』掲載を単行本化。

『ぼくんちのねこのはなし』
(いとうみく著・くもん出版刊)



ねこのことは16歳。ぼくが生まれる前から、うちの家族だった。最近様子がおかしくて、病院につれていったら「治らない病気」って言われた。ことら、死んじゃうのかな。そんな日、ずっと来なければいいのに…。

『仕事で使える英語音読』
(佐藤洋一ほか著・コスモピア刊)



必要なのは5文型ではなくて、5つのパターンだった！主語+動詞+(名詞)+α(5つの「型」)で構成されたビジネス英文を使った音読トレーニングのテキスト。音声、電子版をダウンロードできるクーポンコード付き。



『ばばあちゃんのアイス・パーティー』
(さとうわきこ著・福音館書店刊)

ばばあちゃんはアイスパーティーにみんなを誘いました。ジュースやキャンデー、チョコ…好きなおかしを次々と氷にしていきます。ばばあちゃんのアイデアが光る楽しい絵本。



『ひとり料理超入門』
(千葉道子著・農山漁村文化協会刊)

若者からシニアまで、あらゆる一人暮らしの人々を応援する料理の入門書。「ひとりでも簡単、健康、ときには贅沢」を基本コンセプトに、具体的なレシピを紹介する。

※すべて町立図書館蔵書

お知らせ版

No.1,383 3月25日号

目指せ！元気な百歳
いきいき百歳体操のご案内

- ◆期日／4月5日(火)、8日(金)、12日(火)、15日(金)、22日(金)、26日(火)
- ◆時間／午前10時～1時間程度
- ◆場所／虹のプラザ2階「中会議室」
- ◆保健福祉課 福祉グループ
- ☎(35)2111(内線132)

遺言・相続に関する
無料電話法律相談

- ◆開催日時／4月15日(金) 午前10時～午後4時
- ◆相談方法／電話相談
- ☎0233-66663053
- ※面談相談は行いません。
- 山形弁護士会
- ☎0233-66663053

虹カフェ開催のご案内

日時／4月19日(火)
午後9時30分～午前11時30分
場所／虹のプラザ1階
「保健センター」

◆参加料／無料
◆内容／介護予防…簡単な体操を行います。認知症予防…頭の体操を行います。

■保健福祉課 福祉グループ
☎(35)2111(内線132)

令和4年度出張年金相談

開催日のお知らせ

令和4年4月14日(木) 6月9日(木) 8月10日(水) 10月13日(木) 12月8日(木)

令和5年2月9日(木)

◆時間／午前10時～午後3時
◆会場／役場「101会議室」

※新庄年金事務所への事前予約が必要です。

日本年金機構 新庄年金事務所

☎02333(2)2050

障がい者を理由とした差別をなくしましょう

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、大石田町で令和4年4月1日から「大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行されます。全ての町民が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町、町民及び事業者の責務と役割を示したものです。一人ひとりの優しい気遣いで、皆が住みやすい大石田町を目指しましょう。

町や町民・事業者の役割は？

【町の役割】

- ・障がい及び障がい者に対する町民及び事業者の理解を深め、必要な施策を推進します。
- ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いをしません。
- ・障がい者の権利利益を侵害することのないよう合理的配慮を行います。

【町民・事業者の役割】

- ・障がい及び障がい者に対する理解を深め、必要な施策に協力しなければなりません。
- ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ・障がい者の権利利益を侵害することのないよう合理的配慮を行わなければなりません。

こんなことに気を付けましょう

【不当な差別的取扱いの具体的事例】

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・障がいを理由に対応の順番を後回しにする。 など

【合理的配慮の具定例】

- ・車いす利用者の車いすを押したり、扉をあけたりの手助けをする。
- ・意思疎通のための筆談、読み上げ、手話、拡大鏡等を用いる。
- ・障がいに応じて、理解しやすく、分かりやすい表現にする。 など



■保健福祉課 福祉グループ ☎ (35) 2111 (内線 133)